

第4号様式（第9条関係）

令和2年度第1回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

開催日時	令和2年10月29日（木） 午後3時～5時
場所	大田区役所本庁舎5階庁議室・特別会議室
出席委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局 （説明者）	清水副区長、後藤総務部長、鈴木経理管財課長、 河原田施設整備課長、宮本施設保全課長 大田基盤工事担当課長、小泉調布地域基盤整備担当副参事 柴田契約担当係長、前田契約担当係長、 浦田契約担当係長
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 副区長挨拶 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員長選出 (2) 職務代理者指名 (3) 指名停止措置の状況について (4) 令和元年度下半期 工事請負契約の概要について (5) 令和元年度下半期 工事請負契約抽出案件について (6) その他 4 閉会 <p>※詳細は、別紙のとおり</p>
審議の対象 とした期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日 （合計175件、制限付一般競争入札69件、総合評価落札方式入札1件、希望制指名競争入札13件、指名競争入札8件、随意契約84件）
提出された 報告資料	令和2年度 第1回大田区入札監視委員会次第 資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表、発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第1回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～8 抽出事案説明書
審議した事案	抽出事案計7案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり
主な 質問 回答 ・等	別紙のとおり
備考	

令和2年度第1回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

1 指名停止措置の状況について

事務局より資料1に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・指名停止措置を受けた業者で不服申し立てをした者はいたか。</p> <p>・指名停止措置行為が不当であれば民法上、不法行為となり損害賠償の対象となる可能性もある。例えばNo.1の業者の場合は、コロナウイルスによるものであり、不可抗力といえることも考えられる。このような場合、いきなり指名停止をせず、事情を配慮した対応をしてもいいのではないか。</p> <p>・今後も、コロナに関連するような事案についての対応は適切に処理してほしい。</p> <p>・官製談合についての措置は、通常、当事者の申し立てや報告によるのか、それとも何らかの文書等の報告により行うのか。</p>	<p>・特にありませんでした。</p> <p>・課としても、業者側の担当の交代やオンライン会議の開催など代替案を提示しながら、業者と協議しましたが、業者側から、いずれにしても契約の履行が厳しいとの回答をいただきました。こちらから辞退すれば、指名停止を行わなければならない旨伝えましたが、入札の時期が、コロナが蔓延していない場合であれば、今回は不可抗力ということも考えられますが、業者側も状況を把握したうえでの入札参加ということもあり、逆に迷惑をかけることになるので、辞退をさせてほしいとの申し入れの結果の指名停止措置です。</p> <p>・一般的に官製談合の場合は、公正取引委員会からの公表に基づき、その事実を確認したうえで指名停止を行っております。今回の場合は公正取引委員会からの公表はありませんでしたが、区外業者だったため、区への報告があったことで、その事実を知り、指名停止を行いました。</p>

2 令和元年度下半期工事請負契約について

事務局より、資料2-1～2に基づき報告した。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・今回4件ある6号随契（競争入札が不利）について、そこに至った理由をそれぞれ教えてほしい。</p>	<p>・まず、No.27については、工事場所にすでに、業者が別の工事をしており、こちらの施工範囲や施工時期が重なるうえ、同時箇所での工程管理が難しいことや、近隣で走行している私鉄と施工に関して、既に調整済みであることもあり、この状況で他の業者が別に入って工事することは、安全上好ましくなく、さらに経費も削減、工期の短縮などが期待できることから、6号随契としました。</p>

<p>・契約率はいずれも 100%だが、業者とは協議したのか。</p>	<p>No.48 は、同じく既に当該施設の改修工事をしている業者がいました。そこで、工事範囲外ではありますが、当該工事業者に任せることにより、工事車両や資材置き場も使用でき、工事管理を円滑に行うことが可能となることから、作業性がよくなり短期間での施工が期待できると考え 6 号随契としました。</p> <p>続いて、No.71 は鉄道事業者との協定工事を施工中の案件で、当該工事と本件工事は施工範囲、施工時期が重複していました。同一工事現場で 2 社以上の工事会社が同時に施工することは、工事をしていくうえで交錯が発生し、安全上の問題が発生します。</p> <p>また、鉄道事業者が所有する構造物への撤去設置作業を要するため、区は鉄道事業者と財産管理、工事監理等の調整を進めておりました。契約業者は既に協定工事において、鉄道事業者との折衝を実施しているため、スムーズな工事間調整が期待でき、都市基盤整備部基盤工事担当課長からも業者推薦書の提出があったため、6 号随契としました。</p> <p>最後に、No.72 です。本件工事は、事業用地の車両一時保管所において、歩道乗り入れ部分の切下げ等を行う工事ですが、契約業者は、当該箇所において、区発注工事を現在施工中で、当該工事と本件工事は施工範囲、施工時期が重複しておりました。同一工事現場で 2 社以上の工事会社が同時に施工することは、工事をしていくうえで交錯が発生し、安全上の問題が発生します。</p> <p>また、既に区との折衝を実施しているため、スムーズな工事間調整が期待できました。</p> <p>さらに、同一業者に発注し一括した施工管理とすることで、作業を迅速かつ的確に遂行できるうえ、経費を削減することが可能であり、産業経済部工業振興担当課長からも業者推薦書の提出があったため、6 号随契としました。</p> <p>・随意契約の場合、必ず業者とは協議しております。その際、予定価格は業者に提示しておりませんが、事前に工事担当課と調整をしたうえでの積算額ですので、協議の段階では、予定価格に近い金額となっているものと考えられます。</p>
-------------------------------------	---

<ul style="list-style-type: none"> ・2号随契の中で、ビル管理会社と契約をしている案件があるが、必ずビルを管理している業者と工事契約を結ばなければならない理由はないのではないか。 ・通常は、ビル管理会社に工事を依頼すると、割高になる傾向がある。検討する余地があると思う。 ・本庁舎内の工事は何故、協同組合に随契で発注しているのか。 ・契約金額については、業者の力関係により、振り分けられてしまっているのではないか。 ・工事自体の振り分けも協同組合で決めているのか。そうであれば、入札の場合と比較して、問題は無いのか。また、一社だけでできる規模の小さな案件については、わざわざ協同組合に発注する必要はないのではないか。 ・競争入札の趣旨が、入札の参入の機会を平等業者に公平に契約を締結する機会を与えることにあることを考えると、随契の場合はたとえ価格が相当だったとしても、特定の業者だけが利益を得るという問題が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該ビルについては、区と民間の合築した施設ですが、今回については、すでに施設全体のメンテナンス契約を締結している関係上、工事についても当該業者と締結するのが妥当と考えて、2号随契としています。 ・お話のとおり、検討していきます。 ・本庁舎の工事は大規模であり、一度に施工できません。入札で行った場合、区民に影響が大きいため、いくつかに分けて発注しなければならず、その結果、施工場所によって工事の出来に差異が生じる可能性があります。協同組合の参加業者は区内にあり、そのほとんどが入札参加資格を得ています。したがって、単独企業で行うより、各社が連携して施工にあたることで、より計画的に工事を進行できる利点があるため、本庁舎の工事は、協同組合に発注することがあります。 ・契約金額は積算基準によるものであり、それを組合全体でうまく公平に負担してもらうというのが契約担当の趣旨であります。 ・そもそも、区役所が現本庁舎に移転した際、工事を行ったのが、オール大田で構成された協同組合でした。それもあって、以後の本庁舎の工事については、業者が入れ代わり立ち代わり行うよりは、最初に施工した業者に任せることが安全と考えています。したがって、基本的には本庁舎関連の工事については、協同組合に発注することにしています。 ただし、規模の小さな案件については、協同組合ではなく、単独の業者に発注することも検討したいと考えます。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の件数は全体の約半分を占めている。それぞれ、必要性があつて個別に審査した結果随契としたとは思いますが、多すぎる感は否めない。相対的に随契にしないような工夫をしてほしい。 ・協同組合への発注も、特定の業者の中で仕事回しをさせている実態を考えると、官製談合と受け取られる危険がある。適切な運用をお願いする。 ・今年度は特に随契が多い気がするが、何か理由があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随契の理由としては、性質、技術、工期などがあげられますが、工事計画に余裕を持たせて、進めていくよう努めてまいります。また、随契が全体の多数を占めているという事実も現場サイドと共有して、入札案件の割合を増やすことにつなげていきます。 ・ご意見を真摯に受け止め、今後はさらに精査して、随契の可否を判断してまいります。 ・大きな理由としては、台風による多摩川河川敷の災害復旧にかかわる工事があったことがあげられます。
---	--

3 令和元年度下半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した7案件について、事務局より資料3～10に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札案件（3件）

- 装飾灯改良工事（LED）大森地区その2（資料4）
- 装飾灯改良工事（LED）調布地区その3（資料5）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・資料4について、入札額が入札に参加した全社予定価格内であったが、積算は適正だったのか。 ・電気の場合は、予定価格よりかなり低い金額で落札している傾向がある。このような場合は見直しも必要ではないか。市場調査など、様々な情報を集約してより確実で正確な予定価格を設定してほしい。 ・資料5の最低価格未滿とは予定価格より安いため、除外されたと考えていいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算については、積算基準に基づいたものであり、基準にない単価については見積もりをメーカーなどから徴収して計上しているため、適正な価格と考えております。 ただ、業者によっては材料を安く仕入れるなどの経営努力をしていることもあり、案件によっては、今回のような事象も起こっています。 ・電気工事については、予定価格を設定するにあたって材料の値段が大きく左右します。したがって、積算基準だけでなく、メーカーから見積もりを取るなど工夫はしていますが、市場調査をするまでには至っておりません。今後の課題と考えております。 ・はい、失格扱いとなります。

○ 公園施設整備工事（階段改修）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・入札に参加した業者は、自分以外にどこが参加しているかは知らない状態で入札するのか。</p> <p>・結果として1者しか参加していないのは仕方がないが、競争性を増すためにも、区内業者の条件を外すことや、各付を広げる、発注の時期を考慮するなど、参加する業者を増やすような工夫をしてほしい。</p>	<p>・はい。1者しか参加していない理由としては、技術者が少ないことや、造園業者が少ないことなどが考えられます。</p> <p>・業者が受注しやすいように、発注時期については年度当初に入札を行うなどの見直しをしています。</p>

(2) 総合評価落札方式案件（該当なし）

(3) 希望制指名競争入札案件（1件）

○ 御園中学校鉄部塗装改修工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・入札を2回行って、予定価格にかなり近い額での落札であることを考えると、適正な入札と思うが。</p> <p>・各社の入札額にあまり差がないのは、積算がしやすいからか。</p> <p>・入札参加者も、希望者だけでないものも含まれているため、談合が起こりにくいと思うが、そういう趣旨か。</p>	<p>・塗装については、毎年計画的に発注しているため、業界でも工事内容等の状況が周知されており、それが入札結果につながっていると考えられます。</p> <p>・仕様等がそれほど大きく変わっておらず、時期的にも同じことから、想定しやすくはなっていると思います。</p> <p>・はい。それに加えて、指名競争ですので、一定の参加数を確保する必要上、希望者だけでは足りない場合は、対応できそうな業者をこちらで選んで、参加者に加えています。</p>

(4) 指名競争入札方式（1件）

○ 西糀谷保育園民営化対応その他工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・仕様は、中止になった時と比べて、変更点はあるのか。</p> <p>・落札した業者はかなり安い入札額だったが、何かノウハウのようなものがあったのか。</p>	<p>・今回は、中止を決定したときには、まだ入札を希望する業者がいなかったことから、仕様を見ていない業者もいないため、変更せず、そのまま入札を執行しました。</p> <p>・この業者は技術を持った職人を雇用していると聞いていますので、下請け業者を利用しない分、作業員の人件費が他社より比較的、押さえることができることから、安価で落札できたのではないかと思います。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は22者を指名していますが、競争性の確保のほかに、指名競争のため、1者しか札を入れなかった場合は不成立となってしまう関係から、辞退者も多くなることも想定して、指名数を増やしました。
--	---

(5) 随意契約 (2件)

○ 装飾灯改良工事 (LED) 糺谷・羽田地区その2

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・資料4、5が安く落札されているのと比較すると、この案件は何故不落随契にまでなってしまったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4、5については、照明器具が限定されていること、工事場所も整備されていることから比較的道路管理がしやすかったことなどがあげられます。 ・資料4、5と比較して、予定価格が低いなか利益を出すために、入札額がかなり厳しかったことも考えられます。

○ 大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築事前工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・JVを構成する業者の中に、先ほど指名停止を受けているものがいたが。 ・プロポーザル方式で業者を選定することとした経緯は。 ・プロポーザルには何社応募があったのか。 ・1者だけでも、適正な審査したうえで選定業者を決定したのか。 ・選定委員には外部の方も含まれているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注した時期のほうが早いので、問題ありません。 ・本件は、工事場所の一部が鉄道敷きになっていることに加え、擁壁と一体化しているため高低差があることから、工事の難易度が高い工事です。したがって、施工を着実かつ円滑に行うためには、施工を設計の段階で施工計画を綿密に行う必要がありました。そのためには、設計と施工を一体化してできる業者に発注することが望ましいと考えました。そこで、技術力に重点を置いた選定をするために、入札ではなくプロポーザル方式を採用しました。 ・1者です。 ・はい。 大学の建築関係の2名がおります。

<ul style="list-style-type: none"> ・今回の工事は校舎全部を改築するのか。 ・契約価格は、どうやって決めたのか。 ・プロポーザルで選定された業者はどこか。 ・今回のように鉄道敷きが絡む工事はプロポーザルで選定するのが主流なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。いながらの工事となりますので、グラウンドに仮設校舎を建設して、校舎が完成したら戻るといった流れを二回ほど繰り返しますので、通常一回で工事するよりも割高になります。 ・さらに、先に説明したように、土地の高低差があるため、地下工事も取り入れることから、一般の校舎の改築工事よりはかなり費用がかさみます。 ・基本となるのは設計基準の単価ですが、今回は改築計画を委託した業者に、価格の妥当性をチェックしてもらいました。 ・エーシーエー設計・プラスニューオフィス・東急建設の設計共同企業体です。 鉄道敷きだけなら、入札も考えられますが、それに加え工事個所が擁壁を含んだ高低差があるため、難しい施工であり、技術力が必要と考えプロポーザル方式を採用しました。
---	--

令和2年度第2回委員会を令和2年12月に開催予定。